



愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年5月6日金曜日 第2264号

◇ 目 次 ◇

救急病院の協力申出.....	449
指定知的障害児施設の指定.....	449
指定知的障害児施設の指定の辞退.....	449
指定障害福祉サービス事業者の指定.....	449
指定障害福祉サービス事業者の名称の変更.....	451
指定障害福祉サービス事業者の所在地の変更.....	451
指定障害福祉サービス事業者の名称及び所在地の変更.....	451
指定障害福祉サービス事業の廃止.....	452
指定障害者支援施設の指定.....	452
指定障害者支援施設の指定の辞退.....	454
指定相談支援事業者の指定.....	454
農業委員会交付金等交付規程の一部改正.....	455
土地改良事業の工事完了の届出（2件）.....	459
道路の供用開始（県道森松重信線）.....	459
開発行為に関する工事の完了.....	459

公 告

毒物劇物取扱者試験の実施.....	460
製菓衛生師試験の施行.....	460
調理師試験の実施.....	460

人事委員会規則

職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則及び教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則..... 460

東日本大震災に対処するための職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則の特例に関する規則..... 462

東日本大震災に対処するための教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の特例に関する規則..... 462

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則..... 462

告 示

○愛媛県告示第609号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成23年5月6日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
西条市民病院	西条市小松町妙口甲1521番地	医療法人北辰会	平成26年4月24日まで

○愛媛県告示第610号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項の規定により、次のとおり指定知的障害児施設を指定した。

平成23年5月6日

愛媛県知事 中村時広

事業者番号	指 定 知 的 障 害 児 施 設 の 設 置 者			指 定 知 的 障 害 児 施 設		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	名 称	所 在 地	
3850600028	社会福祉法人聖風会	西条市氷見字上寺丙195番地	眞鍋敏朗	東予学園	西条市楠乙438番地21	平成23年4月1日

○愛媛県告示第611号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の14の規定により、次のとおり指定知的障害児施設の指定の辞退があった。

平成23年5月6日

愛媛県知事 中村時広

事業者番号	指 定 知 的 障 害 児 施 設 の 設 置 者			辞 退 に 係 る 指 定 知 的 障 害 児 施 設		辞 退 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	名 称	所 在 地	
3850600010	西条市	西条市明屋敷164	伊藤宏太郎	東予学園（児童部）	西条市楠乙438番地21	平成23年3月31日

○愛媛県告示第612号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成23年5月6日

愛媛県知事 中村時広

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810101778	特定非営利活動法人Community Life	松山市雄郡2丁目8-25ビッグロブ雄郡201号	松本光司	児童デイサービス	フレンドリー	松山市雄郡2丁目8-25ビッグロブ雄郡201号	平成23年 3月1日
3810500086	社会福祉法人わかば会	新居浜市船木甲741-1	久米浩	生活介護	わかば共同作業所	新居浜市船木甲741-1	平成23年 3月1日
3810500086	社会福祉法人わかば会	新居浜市船木甲741-1	久米浩	就労継続支援B型	わかば共同作業所	新居浜市船木甲741-1	平成23年 3月1日
3820700205	株式会社夢・たまご	大洲市平野町野田乙961番地1	新井真千安	共同生活援助	夢コーポ	大洲市平野町野田乙961番地1	平成23年 3月5日
3813910092	NPO法人ひだまり工房	北宇和郡鬼北町大字永野市438番地1	高木真弓	就労移行支援	ひだまり工房	北宇和郡鬼北町大字永野市438番地1	平成23年 3月31日
3813910092	NPO法人ひだまり工房	北宇和郡鬼北町大字永野市438番地1	高木真弓	就労継続支援A型	手づくり菜宴あう	北宇和郡鬼北町大字永野市438番地1	平成23年 3月31日
3813910092	NPO法人ひだまり工房	北宇和郡鬼北町大字永野市438番地1	高木真弓	就労継続支援B型	パーティ	北宇和郡鬼北町大字近永1000番地	平成23年 3月31日
3810100234	社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団	松山市道後町2丁目12番11号	野本俊二	宿泊型自立訓練	どうご清友寮	松山市道後今市1番7号	平成23年 4月1日
3810100333	社会福祉法人宗友福祉会	松山市中野町甲640番地	丹生谷宗久	生活介護	おおぞらワークス	松山市中野町甲640番地	平成23年 4月1日
3810100333	社会福祉法人宗友福祉会	松山市中野町甲640番地	丹生谷宗久	就労移行支援	おおぞらワークス	松山市中野町甲640番地	平成23年 4月1日
3810100614	社会福祉法人友の会	松山市太山寺町甲419番地	臼井満	生活介護	なかま共同作業所	松山市太山寺町甲419番地	平成23年 4月1日
3810100614	社会福祉法人友の会	松山市太山寺町甲419番地	臼井満	就労継続支援B型	なかま共同作業所	松山市太山寺町甲419番地	平成23年 4月1日
3810101075	社会福祉法人福角会	松山市福角町甲1829番地	芳野道子	生活介護	ウイズ	松山市福角町甲1825番地	平成23年 4月1日
3810101125	特定非営利活動法人Asanami Work Camp	松山市菟木甲247番地3	西谷哲夫	就労継続支援B型	AWCトレーニングセンター	松山市北条辻357番地1	平成23年 4月1日
3810101786	株式会社社き楽庵	松山市来住町1355番地	中村泰浩	就労継続支援A型	株式会社社き楽庵	松山市来住町1355番地	平成23年 4月1日
3810101794	NPO法人どんまい	松山市本町6丁目11番8	谷本圭吾	就労継続支援B型	ゆっくりクラブ	松山市三番町7丁目11-6	平成23年 4月1日
3810101810	NPO法人ほっとねっと	松山市道後湯月町3-3	屋宮康紀	就労継続支援B型	就労継続支援B型事業所ひだまり	松山市土手内121-12	平成23年 4月1日
3810101836	社会福祉法人完愛会	松山市平井町甲852番地	寺田完	就労継続支援B型	就労継続支援B型ひらひら園	松山市平井町甲852番地	平成23年 4月1日
3810101851	社会福祉法人宗友福祉会	松山市中野町甲640番地	丹生谷宗久	短期入所	はばたきハウス	松山市中野町甲640番地	平成23年 4月1日
3810101869	特定非営利活動法人花	松山市萱町4丁目5番地2	河野巧	生活介護	フレンドれんげ	松山市堀江町760-1	平成23年 4月1日
3810200380	社会福祉法人で・ふ・か	今治市旭町1丁目4-10	真鍋誠子	就労継続支援B型	クリエイト21	今治市旭町1丁目4-10	平成23年 4月1日
3810300099	社会福祉法人はまゆう会	宇和島市住吉町1丁目5番27号	牧野洋夫	就労継続支援B型	はまゆう共同作業所	宇和島市住吉町1丁目5番27号	平成23年 4月1日
3810300156	社会福祉法人八つ鹿会	宇和島市和霊元町2丁目4番27号	毛利健二	生活介護	八つ鹿工房高光(生活介護)	宇和島市高串1番耕地625番1	平成23年 4月1日
3810300156	社会福祉法人八つ鹿会	宇和島市和霊元町2丁目4番27号	毛利健二	就労移行支援	八つ鹿工房高光(就労移行支援)	宇和島市高串1番耕地625番1	平成23年 4月1日
3810300156	社会福祉法人八つ鹿会	宇和島市和霊元町2丁目4番27号	毛利健二	就労継続支援B型	八つ鹿工房和霊(就労継続支援B型)	宇和島市和霊元町2丁目4番27号	平成23年 4月1日
3810500276	株式会社フロンティア	新居浜市垣生四丁目1番29号	馬越健	就労継続支援A型	しいたけの里	新居浜市垣生三丁目3番29号	平成23年 4月1日
3810600340	特定非営利活動法人石錠	西条市神拝甲324番地2	津島功明	就労継続支援B型	就労継続支援B型くる~ば~	西条市丹原町願連寺245番地1	平成23年 4月1日
3810600365	社会福祉法人聖風会	西条市水見字上寺丙195番地	真鍋敏朗	短期入所	短期入所事業所東予学園	西条市楠乙438-21	平成23年 4月1日

3811300213	社会福祉法人澄心	四国中央市豊岡町大町2005番の1	武村志延	就労移行支援	ぼれぼれウインカル	四国中央市三島宮川2-4-2	平成23年4月1日
3811300239	特定非営利活動法人今人倶楽部	四国中央市土居町小林1785番地1	鈴木太	生活介護	インクルーシブセンタ-いまじん	四国中央市土居町小林1785番地1	平成23年4月1日
3811300239	特定非営利活動法人今人倶楽部	四国中央市土居町小林1785番地1	鈴木太	就労継続支援B型	インクルーシブセンタ-いまじん	四国中央市土居町小林1785番地1	平成23年4月1日
3811400195	社会福祉法人野村町社会福祉協会	西予市野村町野村8号479番地1	池田忠幸	就労継続支援B型	就労支援事業所あおぞら	西予市野村町野村12号15番1	平成23年4月1日
3813510041	NPO法人こころ	松山市古川南3丁目23番25号	丹直文	生活介護	多機能型事業所ひかり	伊予郡砥部町重光23番地3	平成23年4月1日
3813910100	社会福祉法人宇和島福祉協会	宇和島市三浦東4122番地4	緒賀正輝	短期入所	短期入所施設フレンドまつの	北宇和郡松野町豊岡4594番地	平成23年4月1日
3820600371	社会福祉法人聖風会	西条市氷見字上寺丙195番地	眞鍋敏朗	共同生活介護	ケアホーム古川	西条市古川乙148-4	平成23年4月1日
3824000180	社会福祉法人共生福祉会	南宇和郡愛南町中川1410番地1	那須芳人	共同生活介護	ケアホームすばる	南宇和郡愛南町中川1410番地1	平成23年4月1日

○愛媛県告示第613号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業所の名称を変更した旨の届出があった。

平成23年 5月 6日

愛媛県知事 中村時広

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所			届出年月日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称		所在地	
					変更前	変更後		
3821400177	社会福祉法人野村町社会福祉協会	西予市野村町野村8号479番地1	池田忠幸	共同生活介護	共同生活援助事業所野村育成園	共同生活事業所かぜ	西予市野村町野村12号671番地	平成23年4月1日
3821400177	社会福祉法人野村町社会福祉協会	西予市野村町野村8号479番地1	池田忠幸	共同生活援助	共同生活援助事業所野村育成園	共同生活事業所かぜ	西予市野村町野村12号671番地	平成23年4月1日
3810700033	社会福祉法人三善会	大洲市春賀甲1688番地	渦尻敬治郎	短期入所	大洲ホーム	障害者支援施設大洲ホーム	大洲市春賀甲1688番地	平成23年4月1日

○愛媛県告示第614号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成23年 5月 6日

愛媛県知事 中村時広

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	名称	所在地		届出年月日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名			変更前	変更後	
						所在地		
3810500144	有限会社アシストジャパン	松山市南高井町18-17-1	高橋誠	居宅介護	アシストジャパンヘルパーステーション東予	新居浜市東雲町2-12-44	新居浜市久保田町3丁目1-12	平成23年3月1日
3810500144	有限会社アシストジャパン	松山市南高井町18-17-1	高橋誠	重度訪問介護	アシストジャパンヘルパーステーション東予	新居浜市東雲町2-12-44	新居浜市久保田町3丁目1-12	平成23年3月1日
3823500016	医療法人光佑会	伊予郡松前町神崎586番地	黒田典生	共同生活介護	イキイキハウス	伊予郡松前町大字神崎586	伊予郡松前町大字神崎602-3	平成23年3月19日
3823500016	医療法人光佑会	伊予郡松前町神崎586番地	黒田典生	共同生活援助	イキイキハウス	伊予郡松前町大字神崎586	伊予郡松前町大字神崎602-3	平成23年3月19日

○愛媛県告示第615号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があった。

平成23年 5月 6日

愛媛県知事 中村時広

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所				届 出 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称		所 在 地		
					変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後	
3810101398	社会福祉法人宗友福祉会	松山市中野町甲640番地	丹生谷宗久	生活介護	SEIUNN園芸	はばたき園	松山市中野町甲694番地	松山市中野町甲704番地	平成23年 4月1日

○愛媛県告示第616号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成23年 5月 6日

愛媛県知事 中 村 時 広

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		届 出 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3823510015	社会福祉法人南風会	伊予郡砥部町原町166番地	松 崎 千代野	共同生活援助	さとわ	伊予郡砥部町原町260-1	平成23年 3月21日
3810100341	社会福祉法人宗友福祉会	松山市中野町甲640番地	丹生谷 宗 久	短期入所	はばたき授産園	松山市中野町甲640番地	平成23年 3月31日
3810101125	特定非営利活動法人Asanami Work Camp	松山市苞木甲247番地3	西 谷 哲 夫	自立訓練（生活訓練）	AWCトレーニングセンター	松山市北条辻357番地1	平成23年 3月31日
3810600183	西条市	西条市明屋敷164	伊 藤 宏太郎	短期入所	西条市東予学園	西条市楠乙438-21	平成23年 3月31日
3811400138	社会福祉法人野村町社会福祉協会	西予市野村町野村8号479番地1	池 田 忠 幸	短期入所	野村学園児童部短期入所事業所	西予市野村町野村16号448番地	平成23年 3月31日
3813510041	NPO法人ころころ	松山市古川南3丁目23番25号	丹 直 文	就労継続支援A型	多機能型事業所ひかり	伊予郡砥部町重光23番地3	平成23年 3月31日
3813900010	社会福祉法人宇和島福祉協会	宇和島市三浦東4122番地4	緒 賀 正 輝	短期入所	短期入所施設フレンドまつの	北宇和郡松野町豊岡4594番地	平成23年 3月31日
3820100174	社会福祉法人宗友福祉会	松山市中野町甲640番地	丹生谷 宗 久	共同生活介護	はばたき授産園	松山市中野町甲640番地	平成23年 3月31日
3820100174	社会福祉法人宗友福祉会	松山市中野町甲640番地	丹生谷 宗 久	共同生活援助	はばたき授産園	松山市中野町甲640番地	平成23年 3月31日
3821400037	社会福祉法人野村町社会福祉協会	西予市野村町野村8号479番地1	池 田 忠 幸	共同生活介護	共同生活援助事業所野村学園	西予市野村町野村12号349番地	平成23年 3月31日
3821400037	社会福祉法人野村町社会福祉協会	西予市野村町野村8号479番地1	池 田 忠 幸	共同生活援助	共同生活援助事業所野村学園	西予市野村町野村12号349番地	平成23年 3月31日
3813510025	社会福祉法人和泉蓮華会	松山市和泉北1丁目20番18号	宇都宮 一 泰	自立訓練（機能訓練）	障害者自立訓練・就労支援センターアルムの里	伊予郡砥部町重光280番地	平成23年 4月1日
3810600092	社会福祉法人聖風会	西条市氷見字上寺丙195番地	眞 鍋 敏 朗	生活介護	生活介護事業所「ていすい」	西条市禎瑞字相生5番385番地	平成23年 3月31日
3810100267	社会福祉法人完愛会	松山市平井町甲852番地	寺 田 完	生活介護	ひらい園	松山市平井町甲852番	平成23年 3月31日
3811400054	社会福祉法人西予総合福祉会	西予市宇和町久枝甲1434番地1	管 家 一 夫	生活介護	生活介護事業所いっとき館	西予市宇和町神領534番地	平成23年 3月31日
3811400054	社会福祉法人西予総合福祉会	西予市宇和町久枝甲1434番地1	管 家 一 夫	就労移行支援	就労移行支援事業所いっとき館	西予市宇和町神領534番地	平成23年 3月31日

○愛媛県告示第617号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害者支援施設を指定した。

平成23年 5月 6日

愛媛県知事 中 村 時 広

事業者番号	指定障害者支援施設の設置者			施設障害福祉サービスの種類	指定障害者支援施設			指 定 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	設 置 の 場 所	入所定員	
3810500110	社会福祉法人新居浜愛育会	新居浜市大生院1686番地	村 上 秀 實	生活介護	指定障害者支援施設まさき育成園	新居浜市大生院1686番地	60	平成23年 3月1日

3810500110	社会福祉法人新居浜愛育会	新居浜市大生院1686番地	村 上 秀 實	施設入所支援	指定障害者支援施設まさき育成園	新居浜市大生院1686番地	54	平成23年3月1日
3810500110	社会福祉法人新居浜愛育会	新居浜市大生院1686番地	村 上 秀 實	自立訓練(生活訓練)	指定障害者支援施設まさき育成園	新居浜市大生院1686番地	6	平成23年3月1日
3810500110	社会福祉法人新居浜愛育会	新居浜市大生院1686番地	村 上 秀 實	就労継続支援B型	指定障害者支援施設まさき育成園	新居浜市大生院1686番地	10	平成23年3月1日
3810100267	社会福祉法人完愛会	松山市平井町甲852番地	寺 田 完	生活介護	障害者支援施設ひらい園	松山市平井町甲852番	80	平成23年4月1日
3810100267	社会福祉法人完愛会	松山市平井町甲852番地	寺 田 完	施設入所支援	障害者支援施設ひらい園	松山市平井町甲852番	50	平成23年4月1日
3810100598	社会福祉法人福角会	松山市福角町甲1829番地	芳 野 道 子	生活介護	いつきの里	松山市福角町甲1829番地	54	平成23年4月1日
3810100598	社会福祉法人福角会	松山市福角町甲1829番地	芳 野 道 子	施設入所支援	いつきの里	松山市福角町甲1829番地	54	平成23年4月1日
3810300149	社会福祉法人宇和島福祉協会	宇和島市三浦東4122番地4	緒 賀 正 輝	生活介護	障害者支援施設豊正園	宇和島市三浦東4122番地4	55	平成23年4月1日
3810300149	社会福祉法人宇和島福祉協会	宇和島市三浦東4122番地4	緒 賀 正 輝	施設入所支援	障害者支援施設豊正園	宇和島市三浦東4122番地4	50	平成23年4月1日
3810600092	社会福祉法人聖風会	西条市氷見字上寺丙195番地	眞 鍋 敏 朗	生活介護	障害者支援施設ていすい	西条市禎瑞字相生5番385番地	60	平成23年4月1日
3810600092	社会福祉法人聖風会	西条市氷見字上寺丙195番地	眞 鍋 敏 朗	施設入所支援	障害者支援施設ていすい	西条市禎瑞字相生5番385番地	40	平成23年4月1日
3810600357	社会福祉法人聖風会	西条市氷見字上寺丙195番地	眞 鍋 敏 朗	旧知的障害者更生施設支援(入所)	道前育成園	西条市楠乙454 - 59	70	平成23年4月1日
3810600365	社会福祉法人聖風会	西条市氷見字上寺丙195番地	眞 鍋 敏 朗	旧知的障害者更生施設支援(入所)	東予学園	西条市楠乙438 - 21	50	平成23年4月1日
3810700033	社会福祉法人三善会	大洲市春賀甲1688番地	渦 尻 敬 治 郎	生活介護	障害者支援施設大洲ホーム	大洲市春賀甲1688番地	50	平成23年4月1日
3810700033	社会福祉法人三善会	大洲市春賀甲1688番地	渦 尻 敬 治 郎	施設入所支援	障害者支援施設大洲ホーム	大洲市春賀甲1688番地	50	平成23年4月1日
3810700108	大洲市	大洲市大洲690番地の1	清 水 裕	生活介護	大洲市立大洲学園	大洲市市木1005番地1	40	平成23年4月1日
3810700108	大洲市	大洲市大洲690番地の1	清 水 裕	施設入所支援	大洲市立大洲学園	大洲市市木1005番地1	40	平成23年4月1日
3811400047	社会福祉法人西予総合福祉会	西予市宇和町久枝甲1434番地1	管 家 一 夫	生活介護	障害者支援施設希望の森	西予市宇和町小野田1295番地	50	平成23年4月1日
3811400047	社会福祉法人西予総合福祉会	西予市宇和町久枝甲1434番地1	管 家 一 夫	施設入所支援	障害者支援施設希望の森	西予市宇和町小野田1295番地	40	平成23年4月1日
3811400054	社会福祉法人西予総合福祉会	西予市宇和町久枝甲1434番地1	管 家 一 夫	生活介護	障害者支援施設松葉学園	西予市宇和町神領534番地	47	平成23年4月1日
3811400054	社会福祉法人西予総合福祉会	西予市宇和町久枝甲1434番地1	管 家 一 夫	施設入所支援	障害者支援施設松葉学園	西予市宇和町神領534番地	30	平成23年4月1日
3811400054	社会福祉法人西予総合福祉会	西予市宇和町久枝甲1434番地1	管 家 一 夫	就労移行支援	障害者支援施設松葉学園	西予市宇和町神領534番地	6	平成23年4月1日
3811400112	社会福祉法人野村町社会福祉協会	西予市野村町野村8号479番地1	池 田 忠 幸	生活介護	指定障害者支援施設野村学園	西予市野村町野村16号448番地	40	平成23年4月1日
3811400112	社会福祉法人野村町社会福祉協会	西予市野村町野村8号479番地1	池 田 忠 幸	施設入所支援	指定障害者支援施設野村学園	西予市野村町野村16号448番地	40	平成23年4月1日
3813900028	社会福祉法人宇和島福祉協会	宇和島市三浦東4122番地4	緒 賀 正 輝	生活介護	障害者支援施設ライフまつの	北宇和郡松野町豊岡4599番地2	40	平成23年4月1日
3813900028	社会福祉法人宇和島福祉協会	宇和島市三浦東4122番地4	緒 賀 正 輝	施設入所支援	障害者支援施設ライフまつの	北宇和郡松野町豊岡4599番地2	32	平成23年4月1日
3813910100	社会福祉法人宇和島福祉協会	宇和島市三浦東4122番地4	緒 賀 正 輝	生活介護	障害者支援施設フレンドまつの	北宇和郡松野町豊岡4594番地	60	平成23年4月1日
3813910100	社会福祉法人宇和島福祉協会	宇和島市三浦東4122番地4	緒 賀 正 輝	施設入所支援	障害者支援施設フレンドまつの	北宇和郡松野町豊岡4594番地	50	平成23年4月1日

○愛媛県告示第618号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第47条の規定により、次のとおり指定障害者支援施設の指定の辞退があった。

平成23年 5 月 6 日

愛媛県知事 中 村 時 広

事業者番号	指定障害者支援施設の設置者			施設障害福祉サービスの種類	辞退に係る指定障害者支援施設		辞 退 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	設置の場所	
3810100234	社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団	松山市道後町2丁目12番11号	野 本 俊 二	旧知的障害者通動察支援	愛媛県知的障害者通動察	松山市道後今市1番7号	平成23年 3月31日
3810100267	社会福祉法人完愛会	松山市平井町甲852番地	寺 田 完	旧知的障害者更生施設支援（入所）	ひらい園	松山市平井町甲852番地	平成23年 3月31日
3810100275	社会福祉法人完愛会	松山市平井町甲852番地	寺 田 完	旧知的障害者授産施設支援（通所）	ひらい園	松山市平井町甲852番地	平成23年 3月31日
3810100333	社会福祉法人宗友福祉会	松山市中野町甲640番地	丹生谷 宗 久	旧知的障害者授産施設支援（通所）	おおぞらワークス	松山市中野町甲640番地	平成23年 3月31日
3810100358	社会福祉法人宗友福祉会	松山市中野町甲640番地	丹生谷 宗 久	旧知的障害者授産施設支援（入所）	はばたき授産園	松山市中野町甲640番地	平成23年 3月31日
3810100598	社会福祉法人福角会	松山市福角町甲1829番地	芳 野 道 子	旧知的障害者更生施設支援（入所）	いつきの里	松山市福角町甲1829番地	平成23年 3月31日
3810100614	社会福祉法人友の会	松山市太山寺町甲419番地	白 井 満	旧身体障害者授産施設支援（通所）	なかも共同作業所	松山市太山寺町甲419番地	平成23年 3月31日
3810101075	社会福祉法人福角会	松山市福角町甲1829番地	芳 野 道 子	旧知的障害者更生施設支援（通所）	ウイズ	松山市福角町甲1825番地	平成23年 3月31日
3810300099	社会福祉法人はまゆう会	宇和島市住吉町1丁目5番27号	牧 野 洋 夫	旧知的障害者授産施設支援（通所）	はまゆう共同作業所	宇和島市住吉町1丁目5番27号	平成23年 3月31日
3810300149	社会福祉法人宇和島福祉協会	宇和島市三浦東4122番地4	緒 賀 正 輝	旧知的障害者更生施設支援（入所）	豊正園	宇和島市三浦東4122番地4	平成23年 3月31日
3810300156	社会福祉法人八つ鹿会	宇和島市和霊元町2丁目4番27号	毛 利 健 二	旧知的障害者授産施設支援（通所）	八つ鹿工房	宇和島市和霊元町2丁目4番27号	平成23年 3月31日
3810600092	社会福祉法人聖風会	西条市氷見字上寺丙195番地	眞 鍋 敏 朗	旧身体障害者療護施設支援（入所）	身体障害者療護施設ていずい	西条市禎瑞字相生5番385番地	平成23年 3月31日
3810600183	西条市	西条市明屋敷164	伊 藤 宏 太 郎	旧知的障害者更生施設支援（入所）	西条市東予学園	西条市楠乙438-21	平成23年 3月31日
3810600191	西条市	西条市明屋敷164	伊 藤 宏 太 郎	旧知的障害者更生施設支援（入所）	西条市道前育成園	西条市楠乙454-59	平成23年 3月31日
3810700033	社会福祉法人三善会	大洲市春賀甲1688番地	渦 尻 敬 治 郎	旧身体障害者療護施設支援	大洲ホーム	大洲市春賀甲1688	平成23年 3月31日
3810700108	大洲市	大洲市大洲690番地の1	清 水 裕	旧知的障害者更生施設支援（入所）	大洲市立大洲学園	大洲市市木1005番地1	平成23年 3月31日
3811400047	社会福祉法人西予総合福祉会	西予市宇和町久枝甲1434番地1	管 家 一 夫	旧知的障害者更生施設支援（入所）	希望の森	西予市宇和町小野田1295	平成23年 3月31日
3811400054	社会福祉法人西予総合福祉会	西予市宇和町久枝甲1434番地1	管 家 一 夫	旧知的障害者更生施設支援（入所）	松葉学園	西予市宇和町神領534	平成23年 3月31日
3811400112	社会福祉法人野村町社会福祉協会	西予市野村町野村8号479番地1	池 田 忠 幸	旧知的障害者更生施設支援（入所）	野村学園	西予市野村町野村16号448番地	平成23年 3月31日
3813900010	社会福祉法人宇和島福祉協会	宇和島市三浦東4122番地4	緒 賀 正 輝	旧知的障害者更生施設支援（入所）	フレンドまつの	北宇和郡松野町豊岡4594番地	平成23年 3月31日
3813900028	社会福祉法人宇和島福祉協会	宇和島市三浦東4122番地4	緒 賀 正 輝	旧身体障害者療護施設支援（入所）	ライフまつの	北宇和郡松野町豊岡4599番地2	平成23年 3月31日

○愛媛県告示第619号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第32条第1項の規定により、次のとおり指定相談支援事業者を指定した。

平成23年 5 月 6 日

愛媛県知事 中 村 時 広

事業者番号	指 定 相 談 支 援 事 業 者			指 定 相 談 支 援 事 業 所		指 年 月 定 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	名 称	所 在 地	
3830101808	財団法人創精会	松山市美沢一丁目10番38号	山 岡 正 規	指定相談支援事業所サポート	松山市美沢一丁目10番38号	平成23年4月1日

○愛媛県告示第620号

農業委員会交付金等交付規程（昭和31年12月愛媛県告示第833号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。

平成23年5月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																																
<p>様式第2号の(1) (第3条関係)</p> <p>省略</p> <p>別紙1 省略</p> <p>別紙2 農地の有効利用を図るための事業</p> <p>1 農地制度に関する相談活動等</p> <p>(1) 相談活動</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">農地相談員</th> <th>人数</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">分野</td> <td>農地制度に専門的な知見を有する者</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>地域の農業事情等に精通している者</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>その他()</td> <td>人</td> </tr> </table> <p>注 「その他」の欄は、具体的に記載すること。</p> <p>(2) 相談活動と関連して実施する活動</p> <table border="1"> <tr> <th>意向調査</th> <th>利用調整活動</th> <th>掘り起こし活動</th> </tr> <tr> <td>延べ 日</td> <td>延べ 日</td> <td>延べ 日</td> </tr> </table> <p>2 省略</p> <p>3 その他(特に必要と認められた活動)</p> <table border="1"> <tr> <th>活動内容</th> <th>現状の問題点及び左記の活動を実施することによる効果</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p>注1 「現状の問題点及び左記の活動を実施することによる効果」の欄は、具体的に記載すること。</p> <p>2 活動の目的、内容、経費の内訳、実施することによる効果等について記載した資料を添付すること。</p>	農地相談員		人数	分野	農地制度に専門的な知見を有する者	人	地域の農業事情等に精通している者	人	その他()	人	意向調査	利用調整活動	掘り起こし活動	延べ 日	延べ 日	延べ 日	活動内容	現状の問題点及び左記の活動を実施することによる効果			<p>様式第2号の(1) (第3条関係)</p> <p>省略</p> <p>別紙1 省略</p> <p>別紙2 農地の有効利用を図るための事業</p> <p>1 農地制度に関する相談活動等</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">農地相談員</th> <th>人数</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">分野</td> <td>農地制度に専門的な知見を有する者</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>地域の農業事情等に精通している者</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>その他()</td> <td>人</td> </tr> </table> <p>注 「その他」の欄は、具体的に記載すること。</p> <p>2 省略</p> <p>3 新たな農地制度の周知活動</p> <p>(1) パンフレット作成計画</p> <table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>作成部数</th> <th>配布先</th> </tr> <tr> <td> </td> <td>部</td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td>部</td> <td> </td> </tr> </table> <p>(2) 周知活動説明会計画</p> <table border="1"> <tr> <th>開催時期</th> <th>開催場所</th> <th>参加人数</th> <th>活動内容</th> </tr> <tr> <td>月 日</td> <td> </td> <td>人</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>月 日</td> <td> </td> <td>人</td> <td> </td> </tr> </table> <p>4 農地の有効利用のための活動</p> <p>(1) 不在村地主等の特定のための活動計画</p> <table border="1"> <tr> <th>不在村地主等特定調査時期</th> <th>意向把握等調査時期</th> <th>直接面談等時期</th> </tr> <tr> <td>月 日</td> <td>月 日</td> <td>月 日</td> </tr> <tr> <td>月 日</td> <td>月 日</td> <td>月 日</td> </tr> </table> <p>(2) 遊休農地の解消のための活動計画</p> <p>ア 農地保全活動(簡易な農地整備)の実施計画</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">実施時期</th> <th>整備対象地区名</th> <th rowspan="2">整備内容</th> </tr> <tr> <th>対象面積</th> </tr> </table>	農地相談員		人数	分野	農地制度に専門的な知見を有する者	人	地域の農業事情等に精通している者	人	その他()	人	名称	作成部数	配布先		部			部		開催時期	開催場所	参加人数	活動内容	月 日		人		月 日		人		不在村地主等特定調査時期	意向把握等調査時期	直接面談等時期	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	実施時期	整備対象地区名	整備内容	対象面積
農地相談員		人数																																																															
分野	農地制度に専門的な知見を有する者	人																																																															
	地域の農業事情等に精通している者	人																																																															
	その他()	人																																																															
意向調査	利用調整活動	掘り起こし活動																																																															
延べ 日	延べ 日	延べ 日																																																															
活動内容	現状の問題点及び左記の活動を実施することによる効果																																																																
農地相談員		人数																																																															
分野	農地制度に専門的な知見を有する者	人																																																															
	地域の農業事情等に精通している者	人																																																															
	その他()	人																																																															
名称	作成部数	配布先																																																															
	部																																																																
	部																																																																
開催時期	開催場所	参加人数	活動内容																																																														
月 日		人																																																															
月 日		人																																																															
不在村地主等特定調査時期	意向把握等調査時期	直接面談等時期																																																															
月 日	月 日	月 日																																																															
月 日	月 日	月 日																																																															
実施時期	整備対象地区名	整備内容																																																															
	対象面積																																																																

様式第2号の(2) (第3条関係)

省略

別紙 広域的な農地利用調整活動等

1 省略

2 農業委員等の資質向上のための活動

(1) 農業委員等の研修

省略

(2) 省略

(3) 農業委員会に対する指導及び協力

実施時期	対象農業委員会名	活動内容	指導員人数
月 日			人

3 省略

様式第8号の(1) (第8条関係)

省略

別紙1 省略

別紙2 農地の有効利用を図るための事業

1 農地制度に関する相談活動等

(1) 相談活動

農地相談員	人数	相談員の活動実績		
		相談 日数	相談 件数	補助 事務 日数
専 門 農地制度に専門的な知見を有する者	人	日	件	日

月 日		アール	
月 日		アール	

イ 農地保全活動対象農地の利用調整活動計画

実施時期	活動人数	活動内容
月 日	人	
月 日	人	

(3) 農地の利用集積のための活動計画

実施時期	活動人数	活動内容
月 日	人	
月 日	人	

様式第2号の(2) (第3条関係)

省略

別紙 広域的な農地利用調整活動等

1 省略

2 農業委員等の研修

(1) 研修実施計画等

省略

(2) 省略

3 普及推進活動及び巡回指導活動

実施時期	対象農業委員会名	実施内容	巡回員人数
月 日			人

4 広域農地利用調整活動

(1) 広域農地利用調整会議の開催計画

開催時期	開催場所	会議内容	出席人数	備考
月 日			人	

(2) 指導及び助言

指導及び助言の日	指導及び助言の内容	指導及び助言の人数	備考
月 日		人	

5 省略

様式第8号の(1) (第8条関係)

省略

別紙1 省略

別紙2 農地の有効利用を図るための事業

1 農地制度に関する相談活動等

農地相談員		人数
専 門	農地制度に専門的な知見を有する者	人
分 野	地域の農業事情等に精通している者	人
	その他()	人

注 「その他」の欄は、具体的に記載すること。

分野	地域の農業事情等に精通している者	人	日	件	日
	その他()	人	日	件	日

注 「その他」の欄は、具体的に記載すること。

(2) 相談活動と関連して実施した活動

意向調査	利用調整活動	掘り起こし活動
延べ 日	延べ 日	延べ 日

2 省略

3 その他(特に必要と認められた活動)

活動実績	計画段階の問題点及び左記の活動を実施したことによる効果

注1 「計画段階の問題点及び左記の活動を実施したことによる効果」の欄は、具体的に記載すること。

2 活動の目的、内容、経費の内訳、実施したことによる効果等について記載した資料を添付すること。

別紙3 農地法に基づく事務の適正実施のための事業費

1 省略

2 補助対象経費の内容区分

省略	
手当	円
省略	

別紙4 農地の有効利用を図るための事業費

1 事業の内容区分

2 省略

3 新たな農地制度の周知活動

(1) パンフレット作成実績

名称	作成部数	配布先
	部	
	部	

(2) 周知活動説明会実績

開催時期	開催場所	参加人数	活動内容
月 日		人	
月 日		人	

4 農地の有効利用のための活動

(1) 不在村地主等の特定のための活動実績

不在村地主等特定調査時期	意向把握等調査時期	直接面談等時期
月 日	月 日	月 日
月 日	月 日	月 日

(2) 遊休農地の解消のための活動実績

ア 農地保全活動(簡易な農地整備)の実績

実施時期	整備対象地区名		整備内容
	対象面積		
月 日	アール		
月 日	アール		

イ 農地保全活動対象農地の利用調整活動実績

実施時期	活動人数	活動内容
月 日	人	
月 日	人	

(3) 農地の利用集積のための活動実績

実施時期	活動人数	活動内容
月 日	人	
月 日	人	

別紙3 農地法に基づく事務の適正実施のための事業費

1 省略

2 補助対象経費の内容区分

省略	
手当	円
委託費	円
省略	

別紙4 農地の有効利用を図るための事業費

1 事業の内容区分

農地制度に関する 相談活動等に関する経費	省略	
農業委員、職員等の 研修に関する経費	省略	
その他の活動に 関する経費	市町実績額	円
	県費補助金交付額	円
省略		

2 補助対象経費の内容区分

省略	
手当	円
省略	

様式第8号の(2) (第8条関係)

省略

別紙 広域的な農地利用調整活動等

1 農地制度に関する相談活動等

農地相談員	人数	活動実績		農地利用 調整活動 (会議開 催回数)	
		相談件 数	相談日 数		
専 門 分 野	農地制度に専門的 な知見を有する者	人	件	日	回
	地域の農業事情等 に精通している者	人	件	日	回
	その他()	人	件	日	回

注 省略

2 農業委員等の資質向上のための活動

(1) 農業委員等の研修

省略

(2) 省略

(3) 農業委員会に対する指導及び協力

実施時期	対象農業委 員会名	活動内容	指導員人数
月 日			人

農地相談員設置 _____に関する 経費	省略	
農地制度等の研修 会_____に関する 経費	省略	
周知活動に関する 経費	市町実績額	円
	県費補助金交付額	円
不在村地主等特定 活動に関する経費	市町実績額	円
	県費補助金交付額	円
掘り起こし活動に 関する経費	市町実績額	円
	県費補助金交付額	円
省略		

2 補助対象経費の内容区分

省略	
手当	円
委託費	円
省略	

様式第8号の(2) (第8条関係)

省略

別紙 広域的な農地利用調整活動等

1 農地制度に関する相談活動等

農地相談員	人数	活動実績	備考
	地域の農業事情等 に精通している者	人	
	その他()	人	

注 省略

2 農業委員等の研修 _____

(1) 研修実施実績等 _____

省略

(2) 省略

3 普及推進活動及び巡回指導活動

実施時期	対象農業委員 会名	実施内容	巡回員人数
月 日			人

4 広域農地利用調整活動

(1) 広域農地利用調整会議の開催実績

開催時期	開催場所	会議内容	出席人数	備考

3 省略

4 事業の内容区分

農地制度に関する 相談活動等に関する経費	省略
農業委員等の資質 向上のための活動 に関する経費	省略
農地法等に基づく 業務を処理するた めの会議に関する 経費	円
省略	

5 省略

月 日		人
-----	--	---

(2) 指導及び助言

指導及び助 言の日	指導及び助 言の内容	指導及び助 言の人数	備考
月 日		人	

5 省略

6 事業の内容区分

農地相談員設置 _____に關 する経費	省略
農業委員、職員等 の研修会 に関する経費	省略
普及推進及び巡回 指導協力に関する 経費	円
広域農地利用調整 活動に関する経費	円
省略	

7 省略

○愛媛県告示第621号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、四国中央市土居町土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成23年 5 月 6 日

愛媛県東予地方局長 沖 哲 志

土地改良事業の名称	土地改良事業の 施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	池の下地区	平成23年 3 月11日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	東畑野地区	平成23年 3 月30日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	樋の井出地区	平成23年 3 月28日

県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	下北野地区	平成23年 2 月28日
---------------------	-------	--------------

○愛媛県告示第622号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、四国中央市三島土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成23年 5 月 6 日

愛媛県東予地方局長 沖 哲 志

土地改良事業の名称	土地改良事業の 施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	土居ポンプ地区	平成23年 1 月31日

○愛媛県告示第623号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 5 月 6 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	森松重信線	松山市南高井町1747番5から 同町1700番9まで	平成23年 5 月 6 日

○愛媛県告示第624号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成23年5月6日

愛媛県中予地方局長 岡本 靖

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
23中局建(開)第3号 平成23年4月25日	伊予郡松前町大字北川原字原端908番5、909番7	伊予郡松前町大字筒井631番地 松前町長白石勝也

公 告

○公 告

毒物劇物取扱者試験の実施について

愛媛県毒物劇物取扱者試験規則(昭和26年愛媛県規則第26号)第4条第1項の規定により、平成23年毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成23年5月6日

愛媛県知事 中村時広

- 試験の日時
平成23年8月8日(月)13時30分
- 試験の場所
松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県庁
- 受験願書の提出期間
平成23年6月13日(月)から17日(金)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 受験願書の請求先及び提出先
請求先 保健所(松山市の区域にあつては、松山保健所。以下同じ。)又は愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課へ請求すること(郵送を希望する場合は、所要の郵便切手を貼付した返信用封筒を同封すること)。
提出先 県内に居住する者は、身分証明書持参のうえ、住所地を管轄する保健所へ提出すること。
県外に居住する者は、身分証明書の写しを添付し、愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課へ郵送すること。

○公 告

製菓衛生師試験の施行について

製菓衛生師法(昭和41年法律第115号)第4条第1項の規定による平成23年度製菓衛生師試験を次のとおり施行する。

平成23年5月6日

愛媛県知事 中村時広

- 試験の日時
平成23年7月14日(木)13時00分
- 試験の場所
松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁
- 受験願書の提出期間
平成23年6月6日(月)から6月17日(金)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 受験願書の提出先
県内居住者については住所地を管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。
- その他
受験についての必要事項は、受験票により指示する。

○公 告

調理師試験の実施について

調理師法(昭和33年法律第147号)第3条の2第1項の規定による平成23年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成23年5月6日

愛媛県知事 中村時広

- 試験の日時
平成23年8月9日(火)13時30分
- 試験の場所
松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁
- 受験願書の提出期間
平成23年6月21日(火)から7月1日(金)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 受験願書の提出先
県内居住者については住所地を管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。
- その他
受験についての必要事項は、受験票により指示する。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則12-62

職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則及び教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年5月6日

愛媛県人事委員会委員長 稲瀬道和

職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則及び教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

(職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則(愛媛県人事委員会規則12-1)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>(休暇の許可の事由及び期間)</p> <p>第1条の3 条例第3条第2項の有給休暇の許可に係る同条第4項の人事委員会規則で定める事由は、次の表の左欄に掲げる事由とし、当該許可に係る同項の人事委員会規則で定める期間は、同欄に掲げる事由の区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 由</th> <th style="text-align: center;">期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(5) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(6) 風水震火災その他非常災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる _____ 場合 ア 職員の現住居が滅失し、若しくは破壊され、又はその危険にひんした状態で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td>(7)～(25) 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～6 省略</p>	事 由	期 間	(1)～(5) 省略		(6) 風水震火災その他非常災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる _____ 場合 ア 職員の現住居が滅失し、若しくは破壊され、又はその危険にひんした状態で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。	省略	(7)～(25) 省略		<p>(休暇の許可の事由及び期間)</p> <p>第1条の3 条例第3条第2項の有給休暇の許可に係る同条第4項の人事委員会規則で定める事由は、次の表の左欄に掲げる事由とし、当該許可に係る同項の人事委員会規則で定める期間は、同欄に掲げる事由の区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 由</th> <th style="text-align: center;">期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(5) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(6) 風水震火災その他非常災害により職員の現住居が滅失し、若しくは破壊され又はその危険にひんした場合</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td>(7)～(25) 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～6 省略</p>	事 由	期 間	(1)～(5) 省略		(6) 風水震火災その他非常災害により職員の現住居が滅失し、若しくは破壊され又はその危険にひんした場合	省略	(7)～(25) 省略	
事 由	期 間																
(1)～(5) 省略																	
(6) 風水震火災その他非常災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる _____ 場合 ア 職員の現住居が滅失し、若しくは破壊され、又はその危険にひんした状態で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。	省略																
(7)～(25) 省略																	
事 由	期 間																
(1)～(5) 省略																	
(6) 風水震火災その他非常災害により職員の現住居が滅失し、若しくは破壊され又はその危険にひんした場合	省略																
(7)～(25) 省略																	

(教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部改正)

第2条 教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則（愛媛県人事委員会規則12 - 4）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>(休暇の許可の事由及び期間)</p> <p>第2条の3 条例第4条第2項の有給休暇の許可に係る同条第4項の人事委員会規則で定める事由は、次の表の左欄に掲げる事由とし、当該許可に係る同項の人事委員会規則で定める期間は、同欄に掲げる事由の区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 由</th> <th style="text-align: center;">期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(4) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5) 風水震火災その他非常災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる _____ 場合 ア 職員の現住居が滅失し、若しくは破壊され、又はその危険にひんした状態で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td>(6)～(23) 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事 由	期 間	(1)～(4) 省略		(5) 風水震火災その他非常災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる _____ 場合 ア 職員の現住居が滅失し、若しくは破壊され、又はその危険にひんした状態で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。	省略	(6)～(23) 省略		<p>(休暇の許可の事由及び期間)</p> <p>第2条の3 条例第4条第2項の有給休暇の許可に係る同条第4項の人事委員会規則で定める事由は、次の表の左欄に掲げる事由とし、当該許可に係る同項の人事委員会規則で定める期間は、同欄に掲げる事由の区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 由</th> <th style="text-align: center;">期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(4) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5) 風水震火災その他非常災害により職員の現住居が、滅失し、若しくは破壊され、又はその危険にひんした場合</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td>(6)～(23) 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事 由	期 間	(1)～(4) 省略		(5) 風水震火災その他非常災害により職員の現住居が、滅失し、若しくは破壊され、又はその危険にひんした場合	省略	(6)～(23) 省略	
事 由	期 間																
(1)～(4) 省略																	
(5) 風水震火災その他非常災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる _____ 場合 ア 職員の現住居が滅失し、若しくは破壊され、又はその危険にひんした状態で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。	省略																
(6)～(23) 省略																	
事 由	期 間																
(1)～(4) 省略																	
(5) 風水震火災その他非常災害により職員の現住居が、滅失し、若しくは破壊され、又はその危険にひんした場合	省略																
(6)～(23) 省略																	

2 ~ 6 省略

2 ~ 6 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則12 - 63

東日本大震災に対処するための職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則の特例に関する規則を次のように定める。

平成23年 5 月 6 日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

東日本大震災に対処するための職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則の特例に関する規則

東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則（愛媛県人事委員会規則12 - 1）第1条の3第1項の表(12)の項及び第6項第1号の規定の適用については、同条第1項の表(12)の項事由の欄中「地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した」とあるのは「東日本大震災の」と、「地域」とあるのは「地域若しくは東日本大震災の被災者を受け入れている地域」と、同項期間の欄中「5日」とあるのは「5日（東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村（東京都の市町村を除く。）の区域内において、左欄のAに掲げる活動を行う場合にあつては、7日）」と、同条第6項第1号中「5日」とあるのは、「5日」とあるのは「除く。」とあるのは「除く。以下「災害救助法適用市町村」という。」と、「7日」とあるのは「7日）」と、「38時間45分に」とあるのは「38時間45分（災害救助法適用市町村の区域内において、左欄のAに掲げる活動を行う場合にあつては、54時間15分）」に」と、「5日を」とあるのは「5日（災害救助法適用市町村の区域内において、左欄のAに掲げる活動を行う場合にあつては、7日）」を」と、「5日」とあるのは「5日（災害救助法適用市町村の区域内において、左欄のAに掲げる活動を行う場合にあつては、7日）」とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
2 この規則は、平成23年12月31日限り、その効力を失う。

○愛媛県人事委員会規則12 - 64

東日本大震災に対処するための教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の特例に関する規則を次のように定める。

平成23年 5 月 6 日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

東日本大震災に対処するための教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の特例に関する規則

東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則（愛媛県人事委員会規則12 - 4）第2条の3第1項の表(11)の項及び第6項第1号の規定の適用については、同条第1項の表(11)の項事由の欄中「地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した」とあるのは「東日本大震災の」と、「地域」とあるのは「地域若しくは東日本大震災の被災者を受け入れている地域」と、同項期間の欄中「5日」とあるのは「5日（東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村（東京都の市町村を除く。）の区域内において、左欄のAに掲げる活動を行う場合にあつては、7日）」と、同条第6項第1号中「5日」とあるのは、「5日」とあるのは「除く。」とあるのは「除く。以下「災害救助法適用市町村」という。」と、「7日」とあるのは「7日）」と、「38時間45分に」とあるのは「38時間45分（災害救助法適用市町村の区域内において、左欄のAに掲げる活動を行う場合にあつては、54時間15分）」に」と、「5日を」とあるのは「5日（災害救助法適用市町村の区域内において、左欄のAに掲げる活動を行う場合にあつては、7日）」を」と、「5日」とあるのは「5日（災害救助法適用市町村の区域内において、左欄のAに掲げる活動を行う場合にあつては、7日）」とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
2 この規則は、平成23年12月31日限り、その効力を失う。

○愛媛県人事委員会規則13 - 164

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年 5 月 6 日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（愛媛県人事委員会規則13 - 16）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 main columns: 改正後 and 改正前. Sub-columns: 機 関 and 職. Content: 別表（第2条、第3条関係）

		食肉衛生検査センター	所長 課長 _____			食肉衛生検査センター	所長 課長 支所長 _____
		省略				省略	
		農林水産研究所	所長 次長 部長 センター長 課長 室長 _____			農林水産研究所	所長 次長 部長 センター長 室長 総務課長 _____
		省略				省略	
省略				省略			
教育委員会	事務局	本庁	教育長 副教育長 部長 課長 室長 管理主事 課長補佐 室長補佐 主幹 専門員（秘書事務を専門事項とするもの、人事及び給与について企画に関する事務を専門事項とするもの並びに法令指導係が所掌する事務の全部又は一部を専門事項とするものに限る。） 総務係長 _____ 企画調整係長 法令指導係長 健康支援係長 厚生事業係長 教職員係長 担当係長（教育総務課及び教職員係に属するものに限る。） 主任（総務係に属するもののうち秘書事務を担当するもの並びに人事及び給与について企画に関する事務を担当するもの並びに法令指導係及び教職員係に属するものに限る。） 主事（総務係に属するものうち秘書事務を担当するもの並びに人事及び給与について企画に関する事務を担当するもの並びに法令指導係及び教職員係に属するものに限る。）	教育委員会	事務局	本庁	教育長 副教育長 部長 課長 室長 管理主事 課長補佐 室長補佐 専門員 _____（秘書事務を専門事項とするもの、人事及び給与について企画に関する事務を専門事項とするもの並びに法令指導係が所掌する事務の全部又は一部を専門事項とするものに限る。） 総務係長 予算係長 企画調整係長 法令指導係長 健康支援係長 厚生事業係長 教職員係長 担当係長（教育総務課 _____に属するものに限る。） 主任（総務係に属するものうち秘書事務を担当するもの並びに人事及び給与について企画に関する事務を担当するもの並びに法令指導係及び教職員係に属するものに限る。） 主事（総務係に属するものうち秘書事務を担当するもの並びに人事及び給与について企画に関する事務を担当するもの並びに法令指導係及び教職員係に属するものに限る。）
		省略				省略	
		省略				省略	
省略				省略			
備考 省略				備考 省略			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。